

用地調査等業務共通仕様書中「本文」 新旧対照表

(新)	(旧)
<p>第1条 略</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この仕様書における用語の定義は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>一から六まで 略</p> <p>七 「検査員」とは、用地調査等業務の完了検査及び指定部分に係る検査に当たって、契約書第31条第2項の規定に基づき、検査を行う者をいう。</p> <p>八から三十二まで 略</p> <p>三十三 <u>「成果物の点検・調製確認」とは、用地関係資料作成整理等業務共通仕様書第33条に規定する作業をいう。</u></p>	<p>第1条 略</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この仕様書における用語の定義は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>一から六まで 略</p> <p>七 「検査員」とは、用地調査等業務の完了検査及び指定部分に係る検査に当たって、契約書第30条第2項の規定に基づき、検査を行う者をいう。</p> <p>八から三十二まで 略</p> <p>三十三 <u>「精度監理」とは、権利者に対し適正かつ公平な補償を実現するために、基準・運用方針への適合性、補償の妥当性等について、発注者が受注者とは別に第三者の判断を得ることをいう。</u></p>
<p>第3条及び第4条 略</p> <p>(管理技術者等)</p> <p>第5条 受注者は、用地調査等業務における管理技術者を定め、契約締結後15日(土曜日、日曜日、祝日等(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条に規定する行政機関の休日(以下「閉庁日」という。))を除く。)以内に発注者に()技術者通知書(様式第18号)により通知しなければならない。</p> <p>2から6まで 略</p> <p>(主任技術者)</p> <p>第5条の2 受注者は、用地測量業務における主任技術者を定め、契約締結後15日(閉庁日を除く。)以内に発注者に()技術者通知書(様式第18号)により通知しなければならない。</p> <p>2から4まで 略</p> <p>(照査技術者)</p> <p>第6条 受注者は、発注者が別に定める場合を除き、原則として用地調査等業務における照査技術者を定め、契約締結後15日(閉庁日を除く。)以内に発注者に</p>	<p>第3条及び第4条 略</p> <p>(管理技術者等)</p> <p>第5条 受注者は、用地調査等業務における管理技術者を定め、契約締結後15日(土曜日、日曜日、祝日等(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条に規定する行政機関の休日(以下「閉庁日」という。))を除く。)以内に発注者に()技術者通知書(様式第24号)により通知しなければならない。</p> <p>2から6まで 略</p> <p>(主任技術者)</p> <p>第5条の2 受注者は、用地測量業務における主任技術者を定め、契約締結後15日(閉庁日を除く。)以内に発注者に()技術者通知書(様式第24号)により通知しなければならない。</p> <p>2から4まで 略</p> <p>(照査技術者)</p> <p>第6条 受注者は、発注者が別に定める場合を除き、原則として用地調査等業務における照査技術者を定め、契約締結後15日(閉庁日を除く。)以内に発注者に</p>

() 技術者通知書 (様式第18号) により通知しなければならない。

2から6まで 略

(業務従事者及び担当技術者)

第7条 受注者は、用地調査等業務の実施に当たり、業務従事者(補助者を除く。)として、十分な知識と能力を有する者を充てなければならない。

2 受注者は、前項に定める業務従事者のうち担当技術者を定める場合は、契約締結後15日(閉庁日を除く)以内に発注者に() 技術者通知書 (様式第18号) により通知しなければならない。

なお、担当技術者が複数にわたる場合は3名までとし、受注者が設計共同体である場合には、構成員ごとに3名までとする。

3 略

第8条 略

第9条 本文、表1及び表2 略

※ 表3の「庭木等」の「判断基準」欄の「A観賞樹」中の記載を以下のとおり改める。

観賞上の価値を有すると認められる立木であって、高木(針葉樹及び広葉樹)、株物、玉物、生垣、特殊樹(観賞用竹を含む)をいう。

第10条及び第11条 略

(書類提出)

第12条 受注者は、発注者が指定した様式により、契約締結後に関係書類を監督員を経て、発注者に遅滞なく提出しなければならない。ただし、請負代金に係る請求書、請求代金代理受領承諾書、遅延利息請求書、監督員に関する措置請求に係る書類及びその他現場説明の際に指定した書類を除く。

2 受注者が発注者に提出する書類で様式が定められていないものは、受注者において様式を定め、提出するものとする。ただし、発注者がその様式を指示した場合は、これに従わなければならない。

3 受注者は、契約時又は変更時において請負代金の額が100万円以上の業務について、業務実績情報システム(以下「テクリス」という。)に基づき、契約・変更・完了・訂正時に業務実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をテクリスから監督員にメール送信し、監督員の確認を受けた上で、契約時は契

() 技術者通知書 (様式第24号) により通知しなければならない。

2から6まで 略

(業務従事者及び担当技術者)

第7条 受注者は、用地調査等業務の実施に当たり、業務従事者(補助者を除く。)として、十分な知識と能力を有する者を充てなければならない。

2 受注者は、前項に定める業務従事者のうち担当技術者を定める場合は、契約締結後15日(閉庁日を除く)以内に発注者に() 技術者通知書 (様式第24号) により通知しなければならない。

なお、担当技術者が複数にわたる場合は3名までとし、受注者が設計共同体である場合には、構成員ごとに3名までとする。

3 略

第8条 略

第9条 本文、表1及び表2 略

※ 表3の「庭木等」の「判断基準」欄の「A観賞樹」中の以下の記載を改める。

観賞上の価値を有すると認められる立木であって、高木(針葉樹及び広葉樹)、株物類、玉物類、生垣用木、特殊樹(観賞用竹を含む)をいう。

第10条及び第11条 略

(書類提出)

第12条 受注者は、発注者が指定した様式により、契約締結後に関係書類を監督員を経て、発注者に遅滞なく提出しなければならない。ただし、請負代金に係る請求書、請求代金代理受領承諾書、遅延利息請求書、監督員に関する措置請求に係る書類及びその他現場説明の際に指定した書類を除く。

2 受注者が発注者に提出する書類で様式が定められていないものは、受注者において様式を定め、提出するものとする。ただし、発注者がその様式を指示した場合は、これに従わなければならない。

3 受注者は、契約時又は変更時において請負代金の額が100万円以上の業務について、業務実績情報システム(以下「テクリス」という。)に基づき、契約・変更・完了時に業務実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、契約時は契約締結後10日(閉庁日を除く。)以内に、登録内容の変更時は変更があ

約締結後10日（閉庁日を除く。）以内に、登録内容の変更時は変更があった日から10日（閉庁日を除く。）以内に、完了時は業務完了後10日（閉庁日を除く。）以内に、訂正時は適宜、登録機関に登録申請しなければならない。なお、登録できる技術者は、作業計画書に示した技術者とする（担当技術者の登録は3名までとし、受注者が設計共同体である場合は、構成員ごとに3名までとする。）。

4 受注者は、契約時において、予定価格が1,000万円を超える競争入札により調達される補償コンサルタント業務において調査基準価格を下回る金額で落札した場合、テクリスに業務実績情報を登録する際は、「低価格入札である」にチェックをした上で、「登録のための確認のお願い」を作成し、監督員の確認を受けること。

5 前2項において、登録機関発行の「登録内容確認書」はテクリス登録時に監督員にメール送信される。なお、変更時と完了時の間が、10日間（閉庁日を除く。）に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できるものとする。

6 前3項において、受注者は本業務の完了後において訂正又は削除する場合においても同様に、テクリスから発注者にメール送信し、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請しなければならない。

7 略

（打合せ等）

第13条 用地調査等業務を適正かつ円滑に実施するため、管理技術者と監督員は常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受注者が打合せ記録簿（様式第22号）に記録し、相互に確認しなければならない。

なお、連絡は積極的に電子メール等を活用し、確認した内容については、必要に応じて打合せ記録簿を作成するものとする。

2から4まで 略

第14条 略

（作業計画の策定）

第15条 受注者は、契約締結後15日（閉庁日を除く）以内に、仕様書等及び現地踏査の結果等を基に作業計画書を策定し、監督員に提出しなければならない。

2 前項の作業計画書には、次の事項を記載するものとする。

った日から10日（閉庁日を除く。）以内に、完了時は業務完了後10日（閉庁日を除く。）以内に、書面により監督員の確認を受けたうえで、登録機関に登録申請しなければならない。なお、登録できる技術者は、作業計画書に示した技術者とする（担当技術者の登録は3名までとし、受注者が設計共同体である場合は、構成員ごとに3名までとする。）。

4 受注者は、契約時において、予定価格が1,000万円を超える競争入札により調達される補償コンサルタント業務において調査基準価格を下回る金額で落札した場合、テクリスに業務実績情報を登録する際は、業務名称の先頭に「【低】」を追記した上で、「登録のための確認のお願い」を作成し、監督員の確認を受けること。

5 前2項において、受注者は登録機関に登録後、テクリスより「登録内容確認書」をダウンロードし、直ちに監督員に提出しなければならない。なお、変更時と完了時の間が、10日間（閉庁日を除く。）に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

6 前3項において、受注者は本業務の完了後において訂正又は削除する場合においては、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請し、登録後にはテクリスより「登録内容確認書」をダウンロードし、発注者に提出しなければならない。

7 略

（打合せ等）

第13条 用地調査等業務を適正かつ円滑に実施するため、管理技術者と監督員は常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受注者が打合せ記録簿（様式第28号）に記録し、相互に確認しなければならない。

なお、連絡は積極的に電子メール等を活用し、確認した内容については、必要に応じて打合せ記録簿を作成するものとする。

2から4まで 略

第14条 略

（作業計画の策定）

第15条 受注者は、契約締結後15日（閉庁日を除く）以内に、仕様書等及び現地踏査の結果等を基に作業計画書を策定し、監督員に提出しなければならない。

2 前項の作業計画書には、次の事項を記載するものとする。

なお、記載にあたって、実施方針又はその他には、第30条、第31条、第32条及び第33条の2に関する事項も含めるものとする。

一から十二まで 略

3及び4 略

(監督員の指示等)

第16条 受注者は、用地調査等業務の実施に先立ち、管理技術者を立ち会わせてうえで、監督員から業務の実施について必要な指示を受けるものとする。

2 受注者は、用地調査等業務の実施に当たりこの仕様書、特記仕様書又は監督員の指示について疑義が生じたときは、監督員と協議するものとし、その結果については受注者が記録し相互に確認するものとする。

3 監督員の指示は、用地調査等業務の施行に関する指示票 (様式第19号) (以下「指示票」という。)により行うものとする。

4 受注者は、用地調査等業務の遂行上必要な事項について承諾を受ける場合は、用地調査等業務の施行に関する承諾書 (様式第20号)により行うものとする。

5 第2項の協議は、用地調査等業務の施行に関する協議書 (様式第21号)により行うものとする。

第17条から第19条まで 略

(身分証明書の携帯)

第20条 受注者は、用地調査等業務の着手に当たり、あらかじめ管理技術者ほか用地調査等業務に従事する者(以下「管理技術者等」という。)の身分証明書交付願 (様式第23号)を発注者に身分証明書 (様式第24号)の交付を受けるものとし、用地調査等業務の実施に当たっては、これを常に携帯させなければならない。

2及び3 略

第21条 略

(監督員への進捗状況の報告)

第22条 受注者は、契約書第14条の規定に基づき、履行状況報告を作成し、監督員に提出しなければならない。

2及び3 略

なお、記載にあたって、実施方針又はその他には、第30条、第31条及び第32条に関する事項も含めるものとする。

一から十二まで 略

3及び4 略

(監督員の指示等)

第16条 受注者は、用地調査等業務の実施に先立ち、管理技術者を立ち会わせてうえで、監督員から業務の実施について必要な指示を受けるものとする。

2 受注者は、用地調査等業務の実施に当たりこの仕様書、特記仕様書又は監督員の指示について疑義が生じたときは、監督員と協議するものとし、その結果については受注者が記録し相互に確認するものとする。

3 監督員の指示は、用地調査等業務の施行に関する指示票 (様式第25号) (以下「指示票」という。)により行うものとする。

4 受注者は、用地調査等業務の遂行上必要な事項について承諾を受ける場合は、用地調査等業務の施行に関する承諾書 (様式第26号)により行うものとする。

5 第2項の協議は、用地調査等業務の施行に関する協議書 (様式第27号)により行うものとする。

第17条から第19条まで 略

(身分証明書の携帯)

第20条 受注者は、用地調査等業務の着手に当たり、あらかじめ管理技術者ほか用地調査等業務に従事する者(以下「管理技術者等」という。)の身分証明書交付願 (様式第29号)を発注者に身分証明書 (様式第30号)の交付を受けるものとし、用地調査等業務の実施に当たっては、これを常に携帯させなければならない。

2及び3 略

第21条 略

(監督員への進捗状況の報告)

第22条 受注者は、業務を実施した場合、監督員の指示により、用地調査等業務日報 (様式第6号の1)若しくは用地調査等業務週報 (様式第6号の2)を作成して監督員に提出しなければならない。

2及び3 略

(成果物の一部提出等)

第23条 受注者は、用地調査等業務の実施期間中であっても、監督員が成果物の一部の提出を求めたときは、これに応ずるものとする。

2 監督員は、前項で提出した成果物の一部について、その報告を求めることができる。受注者は、当該報告に管理技術者及び監督員の求めに応じて照査技術者を立ち合わせるものとする。

3 受注者は、用地調査等業務のうち成果物の点検・調整確認を実施するものとされたものについては、監督員の指示により第24条に定める成果物の提出に先立って仮提出をしなければならない。

(成果物)

第24条 受注者は、次の各号により成果物を作成するものとする。

一から四まで 略

2及び3 略

4 受注者は、成果物の作成に当たり使用した調査表等の原簿を契約書第52条に定める契約不適合責任期間保管し、監督員が提出を求めたときは、これらを提出するものとする。

第24条の2及び第25条 略

(修補)

第26条 受注者は、修補は速やかに行わなければならない。

2及び3 略

4 検査員が指示した期間内に修補が完了しなかった場合には、発注者は、契約書第31条第2項の規定に基づき検査の結果を受注者に通知するものとする。

(条件変更等)

第27条 契約書第17条第1項第5号に規定する「予期することのできない特別な状態」とは、契約書第29条第1項に規定する天災その他の不可抗力による場合のほか、発注者と受注者が協議し当該規定に適合すると判断した場合とする。

2 略

(成果物の点検・調整確認対象業務の対応)

第28条 受注者は、第23条第3項で仮提出した成果物の内容等について、監督員から質問又は問い合わせ等があったときは、必要な資料等を示し、これに答えるも

(成果物の一部提出等)

第23条 受注者は、用地調査等業務の実施期間中であっても、監督員が成果物の一部の提出を求めたときは、これに応ずるものとする。

2 監督員は、前項で提出した成果物の一部について、その報告を求めることができる。受注者は、当該報告に管理技術者及び監督員の求めに応じて照査技術者を立ち合わせるものとする。

3 受注者は、用地調査等業務のうち精度監理を実施するものとされたものについては、監督員の指示により第24条に定める成果物の提出に先立って仮提出をしなければならない。

(成果物)

第24条 受注者は、次の各号により成果物を作成するものとする。

一から四まで 略

2及び3 略

4 受注者は、成果物の作成に当たり使用した調査表等の原簿を契約書第39条に定める瑕疵担保の期間保管し、監督員が提出を求めたときは、これらを提出するものとする。

第24条の2及び第25条 略

(修補)

第26条 受注者は、修補は速やかに行わなければならない。

2及び3 略

4 検査員が指示した期間内に修補が完了しなかった場合には、発注者は、契約書第30条第2項の規定に基づき検査の結果を受注者に通知するものとする。

(条件変更等)

第27条 契約書第17条第1項第5号に規定する「予期することのできない特別な状態」とは、契約書第28条第1項に規定する天災その他の不可抗力による場合のほか、発注者と受注者が協議し当該規定に適合すると判断した場合とする。

2 略

(精度監理対象業務の対応)

第28条 受注者は、第23条第3項で仮提出した成果物の内容等について、監督員から質問又は問い合わせ等があったときは、必要な資料等を示し、これに答えるも

のとする。

2及び3 略

第29条から第33条の2まで 略

(建物等の計測)

第34条 建物及び工作物の調査において、長さ、高さ等の計測単位は、メートルを基本とし小数点以下第2位(小数点以下第3位四捨五入)とする。ただし、排水管等の長さ等で小数点以下第2位の計測が困難なものは、この限りでない。

2及び3 略

4 立竹木の計測単位は、次の各号によるものとする。

- 一 幹周、胸高直径は、センチメートル(小数点以下第1位四捨五入)とする。
- 二 樹高、幹高、葉張、葉長点高及び玉周は、メートルとし、小数点以下第1位(小数点以下第2位四捨五入)までとする。

ただし、庭木等のうち株物、玉物、生垣及び特殊樹については、センチメートル(小数点以下第1位四捨五入)とする。

三 略

第35条から第44条まで 略

(土地利用履歴等の調査)

第45条 土地利用履歴等の調査は、取得又は使用の対象となる土地に係る土壤汚染状況調査の実施の要否を判定するため、別記13に定める土壤汚染に関する土地利用履歴等調査要領(以下「土地利用履歴等調査要領」という。))により行うものとする。

第46条 略

(調査書の作成)

第47条 第41条から第43条までに調査した事項については、土地の登記記録調査表(様式第6号の1)、土地調査表(様式第6号の2)、建物の登記記録調査表(様式第7号の1、第7号の2)及び権利者調査表(様式第8号の1、第8号の2)に所定の事項を記載するものとする。

2から4まで 略

のとする。

2及び3 略

第29条から第33条の2まで 略

(建物等の計測)

第34条 建物及び工作物の調査において、長さ、高さ等の計測単位は、メートルを基本とし小数点以下第2位(小数点以下第3位四捨五入)とする。ただし、排水管等の長さ等で小数点以下第2位の計測が困難なものは、この限りでない。

2及び3 略

4 立竹木の計測単位は、次の各号によるものとする。

- 一 幹周、胸高直径は、センチメートル(小数点以下第1位四捨五入)とする。
- 二 樹高、幹高、葉張、葉長点高及び玉周は、メートルとし、小数点以下第1位(小数点以下第2位四捨五入)までとする。

ただし、庭木等のうち株物類、玉物類、生垣及び特殊樹については、センチメートル(小数点以下第1位四捨五入)とする。

三 略

第35条から第44条まで 略

(土地利用履歴等の調査)

第45条 土地利用履歴等の調査は、取得又は使用の対象となる土地に係る土壤汚染状況調査の実施の要否を判定するため、土壤汚染に関する土地利用履歴等調査要領(平成26年3月11日付け用第224号県土整備部長通知(以下「土地利用履歴等調査要領」という。))により行うものとする。

第46条 略

(調査書の作成)

第47条 第41条から第43条までに調査した事項については、土地の登記記録調査表(様式第7号の1)、土地調査表(様式第7号の2)、建物の登記記録調査表(様式第8号の1、第8号の2)及び権利者調査表(様式第9号の1、第9号の2)に所定の事項を記載するものとする。

2から4まで 略

第48条から第53条まで 略

(境界立会い)

第54条 前条の境界立会いの範囲について、各境界点に関する権利者を現地に招集し、次の各号の手順によって境界点の立会いを行うものとする。

一から四まで 略

2 前項の境界点立会いが完了したときは、関連する権利者全員から土地境界立会確認書(様式第9号)に確認のための署名押印を求めるものとする。

3 略

第55条から第60条まで 略

(関係官公庁への手続き等)

第60条の2 受注者は、業務の実施に当たっては、発注者が行う測量法に規定する公共測量に係る諸手続等、関係官公庁等への手続きの際に協力しなければならない。また、受注者は、業務を実施するため、関係官公庁等に対する諸手続が必要な場合は、速やかに行うものとする。

2 受注者が、関係官公庁等から交渉を受けたときは、遅滞なくその旨を監督職員に報告し協議するものとする。

3 受注者は、測量法第14条(実施の公示)、第21条(永久標識及び一時標識に関する通知)、第23条(永久標識及び一時標識の移転、撤去及び廃棄)、第36条(計画書についての助言)、第37条(公共測量の表示等)、第40条(測量成果の提出)等の届出に必要な資料を作成し監督職員に提出しなければならない。なお、岐阜県公共測量作業規程第15条に基づく測量成果の検定は、原則行わない。

第61条から第90条まで 略

(法令に基づく施設改善費用に係る運用益損失額の算定)

第91条 既設の施設を法令の規定に適合させるために必要となる最低限の改善費用に係る運用益損失額の算定は、第80条の調査結果から当該建物又は工作物が既存不適格物件であると認める場合に、運用方針第13第7項の定めるところにより行うものとする。

第92条及び第93条 略

第48条から第53条まで 略

(境界立会い)

第54条 前条の境界立会いの範囲について、各境界点に関する権利者を現地に招集し、次の各号の手順によって境界点の立会いを行うものとする。

一から四まで 略

2 前項の境界点立会いが完了したときは、関連する権利者全員から土地境界立会確認書(様式第11号)に確認のための署名押印を求めるものとする。

3 略

第55条から第60条まで 略

(関係官公庁への手続き等)

第60条の2 受注者は、業務の実施に当たっては、発注者が行う測量法に規定する公共測量に係る諸手続等、関係官公庁等への手続きの際に協力しなければならない。また、受注者は、業務を実施するため、関係官公庁等に対する諸手続が必要な場合は、速やかに行うものとする。

2 受注者が、関係官公庁等から交渉を受けたときは、遅滞なくその旨を監督職員に報告し協議するものとする。

3 受注者は、測量法第14条(実施の公示)、第21条(永久標識及び一時標識に関する通知)、第23条(永久標識及び一時標識の移転、撤去及び廃棄)、第36条(計画書についての助言)、第37条(公共測量の表示等)、第40条(測量成果の提出)等の届出に必要な資料を作成し監督職員に提出しなければならない。なお、国土交通省公共測量作業規程第15条に基づく測量成果の検定は、原則行わない。

第61条から第90条まで 略

(法令に基づく施設改善費用に係る運用益損失額の算定)

第91条 既設の施設を法令の規定に適合させるために必要となる最低限の改善費用に係る運用益損失額の算定は、第79条の調査結果から当該建物又は工作物が既存不適格物件であると認める場合に、運用方針第13第7項の定めるところにより行うものとする。

第92条及び第93条 略

(非木造建物)

第94条 非木造建物の移転料を推定再建築費を基礎として算出するときは、建物ごとに第83条で作成した図面及び調査書を基に、非木造建物〔Ⅰ〕については非木造建物要領により、当該建物の推定再建築費を積算するものとする。

なお、非木造建物〔Ⅱ〕の推定再建築費の積算に当たっては、非木造建物要領 [第3条](#)第3項に定めるところによるものとする。

2 略

(照応建物の詳細設計)

第95条 第90条第2項の照応建物の推定建築費の概算額により第90条第1項の検討を行った場合は、監督員と協議するものとする。

2 前項の協議により照応建物によることが妥当と判断された場合における照応建物の推定再建築費の積算又は第90条第2項なお書きによる照応建物の推定建築費の積算に当たっては、次の各号に掲げるもののほか、積算に必要となる図面を作成するものとする。

- 一 照応建物についての計画概要表 ([様式第10号の1](#)、[第10号の2](#))
- 二 面積比較表 ([様式第10号の4](#))

第96条から第100条まで 略

(立竹木)

第101条 立竹木の補償額の算定は、第89条で作成した資料を基に [立竹木要領により行う](#)ものとする。

第102条 略

(営業に関する調査)

第103条 法人が営業主体である場合の営業に関する調査は、補償額の算定に必要な次の各号に掲げる事項について行うものとする。

- 一 営業主体に関するもの
 - (1) から (6) まで 略
- 二 業務内容に関するもの
 - (1) から (5) まで 略
- 三 収益及び経費に関するもの

(非木造建物)

第94条 非木造建物の移転料を推定再建築費を基礎として算出するときは、建物ごとに第83条で作成した図面及び調査書を基に、非木造建物〔Ⅰ〕については非木造建物要領により、当該建物の推定再建築費を積算するものとする。

なお、非木造建物〔Ⅱ〕の推定再建築費の積算に当たっては、非木造建物要領 [第2条](#)第3項に定めるところによるものとする。

2 略

(照応建物の詳細設計)

第95条 第90条第2項の照応建物の推定建築費の概算額により第90条第1項の検討を行った場合は、監督員と協議するものとする。

2 前項の協議により照応建物によることが妥当と判断された場合における照応建物の推定再建築費の積算又は第90条第2項なお書きによる照応建物の推定建築費の積算に当たっては、次の各号に掲げるもののほか、積算に必要となる図面を作成するものとする。

- 一 照応建物についての計画概要表 ([様式第15号の1](#)、[第15号の2](#))
- 二 面積比較表 ([様式第15号の4](#))

第96条から第100条まで 略

(立竹木)

第101条 立竹木の補償額の算定は、第89条で作成した資料を基に [行う](#)ものとする。

第102条 略

(営業に関する調査)

第103条 法人が営業主体である場合の営業に関する調査は、補償額の算定に必要な次の各号に掲げる事項について行うものとする。

- 一 営業主体に関するもの
 - (1) から (6) まで 略
- 二 業務内容に関するもの
 - (1) から (5) まで 略
- 三 収益及び経費に関するもの

営業調査表（様式第11号の1から第11号の4）の各項目を記載するために必要とする次の書面又は簿冊の写を収集する。

(1) から (4) まで 略

四 その他補償額の算定に必要なもの
2から4まで 略

第104条及び第105条 略

(調査書の作成)

第106条 営業に関する調査書は、第103条の調査結果を基に営業調査表（様式第11号の1から第11号の4）に所定の事項を記載することにより作成するものとする。

2 居住者等に関する調査書は、第104条の調査結果を基に居住者調査表（様式第12号の1、第12号の2）に所定の事項を記載することにより作成するものとする。

3 略

第107条及び第108条 略

(調査)

第109条 土地等の権利者等が消費税法第2条第4号に規定する事業者であるときの調査は、次に掲げる資料のうち消費税等の額又は消費税等相当額の補償の要否を判定等するために必要な資料を収集することにより行うものとする。

一から十五まで 略

十六 高額特定資産の取得に係る課税事業者である旨の届出書
十七 その他の資料

2 略

(補償の要否の判定等)

第110条 消費税等に関する調査書は、前条の調査結果を基に作成するものとする。

2 調査書は、消費税等相当額補償の要否判定フロー（「県土整備部所管の公共事業の施行に伴う損失の補償等に関する消費税及び地方消費税の取扱いの改正について」（令和元年9月30日用第129号）別添－5参考及び別添－6参考）により、補償の要否を判定（課税売上割合の算定を含む。）するものとし、消費税等調査表（様式第13号）を用いて、作成するものとする。この場合において、消費税等調査表によることが不適当又は困難と認めるときは、当該調査表に代えて判定理

営業調査表（様式第16号の1から第16号の4）の各項目を記載するために必要とする次の書面又は簿冊の写を収集する。

(1) から (4) まで 略

四 その他補償額の算定に必要なもの
2から4まで 略

第104条及び第105条 略

(調査書の作成)

第106条 営業に関する調査書は、第103条の調査結果を基に営業調査表（様式第16号の1から第16号の4）に所定の事項を記載することにより作成するものとする。

2 居住者等に関する調査書は、第104条の調査結果を基に居住者調査表（様式第17号の1、第17号の2）に所定の事項を記載することにより作成するものとする。

3 略

第107条及び第108条 略

(調査)

第109条 土地等の権利者等が消費税法第2条第4号に規定する事業者であるときの調査は、次に掲げる資料のうち消費税等の額又は消費税等相当額の補償の要否を判定等するために必要な資料を収集することにより行うものとする。

一から十五まで 略

十六 その他の資料

2 略

(補償の要否の判定等)

第110条 消費税等に関する調査書は、前条の調査結果を基に作成するものとする。

2 調査書は、消費税等相当額補償の要否判定フロー（「県土整備部所管の公共事業の施行に伴う損失の補償等に関する消費税及び地方消費税の取扱いについて」（平成26年4月28日用第48号）別添－5参考及び別添－6参考）により、補償の要否を判定（課税売上割合の算定を含む。）するものとし、消費税等調査表（様式第19号）を用いて、作成するものとする。この場合において、消費税等調査表によることが不適当又は困難と認めるときは、当該調査表に代えて判定理由等を

由等を記載した調査表を作成するものとする。

(予備調査)

第111条 予備調査とは、大規模工場等の敷地の取得等に伴い、従前の機能を残地において回復させることの検討が必要であると認められる場合において、必要に応じて、第6章建物等の調査に先立ち企業の内容等及び敷地の使用実態の調査、想定される移転計画案の作成並びに移転が想定される建物等の概算補償額を算定し、建物等の影響の範囲または基準第28条に規定する通常妥当な移転先及び移転方法の認定に必要な予備的な調査を行うことをいう。

第112条から第114条まで 略

(機械設備等調査)

第115条 予備調査に係る機械設備等（生産設備及び附帯工作物を含む。）の調査は、第112条及び第113条の調査結果を基に土地等の取得等の対象となる範囲に存する機械設備等及び従前の機能を回復するために関連移転の検討の対象とする機械設備等について、第96条から第98条までに準ずる方法により行うものとする。この場合における機械設備等調査は、配置、機械名（種類）、規格等、概算額の積算並びに移転計画の作成に必要な概要調査及び概算補償額の算定を行うものとする。

2及び3 略

(企業概要書)

第116条 企業内容等の調査書は、第112条の調査結果を基に企業概要書（様式第14号の1）を用いて、作成するものとする。

第117条及び第118条 略

(移転計画案の作成)

第119条 予備調査に係る大規模工場等の移転計画案は、第112条から第115条までの調査結果を基に、次の各号に掲げる内容で2又は3案を作成するものとする。この場合において、残地が建物等の移転先地として運用方針第13第1項（4）第1号から第3号までの要件に該当するか否かの検討を行うものとする。

一から五まで 略

六 移転工法（計画）案検討概要書（様式第14号の2）

記載した調査表を作成するものとする。

(予備調査)

第111条 予備調査とは、大規模工場等の敷地の取得等に伴い、従前の機能を残地において回復させることの検討が必要であると認められる場合において、必要に応じて、第6章建物等の調査に先立ち企業の内容等及び敷地の使用実態の調査、想定される移転計画案の作成並びに移転が想定される建物等の概算補償額を算定し、建物等の影響の範囲または基準第30条に規定する通常妥当な移転先及び移転方法の認定に必要な予備的な調査を行うことをいう。

第112条から第114条まで 略

(機械設備等調査)

第115条 予備調査に係る機械設備等（生産設備及び附帯工作物を含む。）の調査は、第112条及び第113条の調査結果を基に土地等の取得等の対象となる範囲に存する機械設備等及び従前の機能を回復するために関連移転の検討の対象とする機械設備等について、第97条から第99条までに準ずる方法により行うものとする。この場合における機械設備等調査は、配置、機械名（種類）、規格等、概算額の積算並びに移転計画の作成に必要な概要調査及び概算補償額の算定を行うものとする。

2及び3 略

(企業概要書)

第116条 企業内容等の調査書は、第112条の調査結果を基に企業概要書（様式第20号の1）を用いて、作成するものとする。

第117条及び第118条 略

(移転計画案の作成)

第119条 予備調査に係る大規模工場等の移転計画案は、第112条から第115条までの調査結果を基に、次の各号に掲げる内容で2又は3案を作成するものとする。この場合において、残地が建物等の移転先地として運用方針第13第1項（4）第1号から第3号までの要件に該当するか否かの検討を行うものとする。

一から五まで 略

六 移転工法（計画）案検討概要書（様式第20号の2）

七 移転工法（計画）各案の比較表（[様式第14号の3](#)）

2 前項の検討に当たり、照応建物の推定建築費は概算額によるものとし、次の各号に掲げるもののほか、概算額の積算に必要な平面図及び立面図を必要最小限度作成するものとする。

一 照応建物についての計画概要表（[様式第10号の1、第10号の2](#)）

二 面積比較表（[様式第10号の4](#)）

三 平面（間取り）の各案についての計画概要比較表（[様式第10号の3](#)）

第120条 略

（移転工法案の検討）

第121条 移転工法案の検討とは、大規模工場等の敷地の取得等に伴い、従前の機能を残地において回復させることの検討が必要であると認められる場合において、必要に応じて、第6章建物等の調査及び第7章営業その他の調査と併せて企業の内容等及び敷地の使用実態の調査、想定される移転工法案を作成し、[基準第28条](#)に規定する通常妥当な移転先及び移転方法を検討することをいう。

第122条 略

（敷地使用実態の調査）

第123条 大規模工場等の敷地の使用実態の調査は、移転工法の検討に当たって重要となる事項で、主として次の各号に掲げる事項について行うものとする。ただし、第113条の調査結果資料の貸与を受けた場合には、その資料を基に調査を行うものとする。

一から四まで 略

五 次のいずれかにおける建物等の配置との関係

（1）前条第6号の製品等の製造（加工）工程又は商品等の流れ（図式化したもの）

（2）[第112条](#)第6号の製品等の製造（加工）工程又は商品等の流れ（図式化したもの）

（3）[第103条](#)第2号（2）の移転等の対象となる事業所等の製造、加工又は販売等の主な品目

六及び七 略

（企業概要書）

七 移転工法（計画）各案の比較表（[様式第20号の3](#)）

2 前項の検討に当たり、照応建物の推定建築費は概算額によるものとし、次の各号に掲げるもののほか、概算額の積算に必要な平面図及び立面図を必要最小限度作成するものとする。

一 照応建物についての計画概要表（[様式第15号の1、第15号の2](#)）

二 面積比較表（[様式第15号の4](#)）

三 平面（間取り）の各案についての計画概要比較表（[様式第15号の3](#)）

第120条 略

（移転工法案の検討）

第121条 移転工法案の検討とは、大規模工場等の敷地の取得等に伴い、従前の機能を残地において回復させることの検討が必要であると認められる場合において、必要に応じて、第6章建物等の調査及び第7章営業その他の調査と併せて企業の内容等及び敷地の使用実態の調査、想定される移転工法案を作成し、[基準第30条](#)に規定する通常妥当な移転先及び移転方法を検討することをいう。

第122条 略

（敷地使用実態の調査）

第123条 大規模工場等の敷地の使用実態の調査は、移転工法の検討に当たって重要となる事項で、主として次の各号に掲げる事項について行うものとする。ただし、第113条の調査結果資料の貸与を受けた場合には、その資料を基に調査を行うものとする。

一から四まで 略

五 次のいずれかにおける建物等の配置との関係

（1）前条第6号の製品等の製造（加工）工程又は商品等の流れ（図式化したもの）

（2）[第113条](#)第6号の製品等の製造（加工）工程又は商品等の流れ（図式化したもの）

（3）[第104条](#)第2号（2）の移転等の対象となる事業所等の製造、加工又は販売等の主な品目

六及び七 略

（企業概要書）

第124条 企業内容等の調査書は、第122条の調査結果を基に企業概要書（[様式第14号の1](#)）を用いて、作成するものとする。

（配置図）

第124条の2 移転工法案の検討に係る大規模工場等の配置図は、当該大規模工場等の敷地の移転工法案の検討の対象とした範囲について、[第123条](#)の調査結果を基に次の各号により作成するものとする。ただし、当該大規模工場等の敷地が広大な場合で敷地全体の配置図等が権利者から提供されたときは、これを使用することができる。

一から三まで 略

（移転工法案の作成）

第125条 大規模工場等の移転工法案は、第68条から第76条まで、第78条、第122条及び第123条の調査結果を基に、次の各号に掲げる内容で2又は3案を作成するものとする。この場合において、残地が建物等の移転先地として運用方針第13第1項（4）第1号から第3号までの要件に該当するか否かの検討を行うものとする。

一から五まで

六 移転工法（計画）案検討概要書（[様式第14号の2](#)）

七 移転工法（計画）各案の比較表（[様式第14号の3](#)）

2 前項の検討に当たり照応建物の推定建築費は、概算額によるものとし、次の各号に掲げるもののほか、概算額の積算に必要な平面図及び立面図を必要最小限度作成するものとする。なお、監督員から、当該照応建物の詳細な設計による推定建築費の積算を指示された場合は、これに必要な図面を作成し、積算するものとする。

一 照応建物についての計画概要表（[様式第10号の1](#)、[第10号の2](#)）

二 面積比較表（[様式第10号の4](#)）

三 平面（間取り）の各案についての計画概要比較表（[様式第10号の3](#)）

第126条及び第127条 略

（再算定の方法）

第128条 建物等の補償額の再算定は、次の各号の一に該当する場合を除くほか、[従前の補償額](#)の算定方法により行うものとする。

一及び二 略

第124条 企業内容等の調査書は、第122条の調査結果を基に企業概要書（[様式第20号の1](#)）を用いて、作成するものとする。

（配置図）

第124条の2 移転工法案の検討に係る大規模工場等の配置図は、当該大規模工場等の敷地の移転工法案の検討の対象とした範囲について、[第124条](#)の調査結果を基に次の各号により作成するものとする。ただし、当該大規模工場等の敷地が広大な場合で敷地全体の配置図等が権利者から提供されたときは、これを使用することができる。

一から三まで 略

（移転工法案の作成）

第125条 大規模工場等の移転工法案は、第68条から第76条まで、第78条、第122条及び第123条の調査結果を基に、次の各号に掲げる内容で2又は3案を作成するものとする。この場合において、残地が建物等の移転先地として運用方針第13第1項（4）第1号から第3号までの要件に該当するか否かの検討を行うものとする。

一から五まで

六 移転工法（計画）案検討概要書（[様式第20号の2](#)）

七 移転工法（計画）各案の比較表（[様式第20号の3](#)）

2 前項の検討に当たり照応建物の推定建築費は、概算額によるものとし、次の各号に掲げるもののほか、概算額の積算に必要な平面図及び立面図を必要最小限度作成するものとする。なお、監督員から、当該照応建物の詳細な設計による推定建築費の積算を指示された場合は、これに必要な図面を作成し、積算するものとする。

一 照応建物についての計画概要表（[様式第15号の1](#)、[第15号の2](#)）

二 面積比較表（[様式第15号の4](#)）

三 平面（間取り）の各案についての計画概要比較表（[様式第15号の3](#)）

第126条及び第127条 略

（再算定の方法）

第128条 建物等の補償額の再算定は、次の各号の一に該当する場合を除くほか、[従前の移転工法及び補償額](#)の算定方法により行うものとする。

一及び二 略

<p>第129条から第132条まで 略</p> <p>(記録簿の作成)</p> <p>第133条 受注者は、権利者と面接し説明を行ったとき等は、その都度、説明の内容及び権利者の主張又は質疑の内容等を補償説明記録簿(様式第15号)に記載するものとする。</p> <p>第134条から第157条まで 略</p> <p>(記録簿の作成)</p> <p>第158条 受注者は、権利者と面接し説明を行ったとき等は、その都度、説明の内容及び権利者の主張又は質疑の内容等を補償説明記録簿(様式第15号)に記載するものとする。</p> <p>第159条及び第160条 略</p> <p>(土地調書等の作成)</p> <p>第161条 受注者は、第3章、第4章、第6章及び第7章に定める業務の成果物により、土地調書(様式第16号)及び物件調書(様式第17号)を作成するものとする。</p>	<p>第129条から第132条まで 略</p> <p>(記録簿の作成)</p> <p>第133条 受注者は、権利者と面接し説明を行ったとき等は、その都度、説明の内容及び権利者の主張又は質疑の内容等を補償説明記録簿(様式第21号)に記載するものとする。</p> <p>第134条から第157条まで 略</p> <p>(記録簿の作成)</p> <p>第158条 受注者は、権利者と面接し説明を行ったとき等は、その都度、説明の内容及び権利者の主張又は質疑の内容等を補償説明記録簿(様式第21号)に記載するものとする。</p> <p>第159条及び第160条 略</p> <p>(土地調書等の作成)</p> <p>第161条 受注者は、第3章、第4章、第6章及び第7章に定める業務の成果物により、土地調書(様式第22号)及び物件調書(様式第23号)を作成するものとする。</p>
<p>様式第1号から様式第5号まで 略</p>	<p>様式第1号から様式第5号まで 略</p>

【削除】

様式第6号の1

用地調査等業務日報

期	日	年	月	日	
施行期間	自	年	月	日	
	至	年	月	日	
業務の名称					
調査等の箇所					
業務及びその内容					
その他必要事項					
総括監督員	主任監督員	一般監督員	管理技術者	担当技術者	

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番縦とする。

【削除】

様式第6号の2

用地調査等業務週報				
業務の名称				
施行期間	自 平成 年 月 日			
	至 平成 年 月 日			
年 月 日 (曜 日)	業務内容			その他必要な事項
年 月 日 (日)				
年 月 日 (月)				
年 月 日 (火)				
年 月 日 (水)				
年 月 日 (木)				
年 月 日 (金)				
年 月 日 (土)				
総括監督員	主任監督員	一般監督員	管理技術者	担当技術者

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番縦とする。

様式第6号の1（第47条関係） 様式及び注 略	様式第7号の1（第47条関係） 様式及び注 略
様式第6号の2（第47条関係） 様式 略 <u>（注）用紙の大きさは、日本産業規格A列4番横とする。</u>	様式第7号の2（第47条関係） 様式 略
様式第7号の1（第47条関係） 様式及び注 略	様式第8号の1（第47条関係） 様式及び注 略
様式第7号の2（第47条関係） 様式及び注 略	様式第8号の2（第47条関係） 様式及び注 略
様式第8号の1（第47条関係） 様式及び注 略	様式第9号の1（第47条関係） 様式及び注 略
様式第8号の2（第47条関係） 様式及び注 略	様式第9号の2（第47条関係） 様式及び注 略
様式第9号（第54条関係） 様式及び注 略	様式第11号（第54条関係） 様式及び注 略
様式第10号の1（第95条、第119条、第125条関係） 様式及び注 略	様式第15号の1（第95条、第119条、第125条関係） 様式及び注 略

様式第10号の2（第95条、第119条、第125条関係） 様式及び注 略	様式第15号の2（第95条、第119条、第125条関係） 様式及び注 略
様式第10号の3（第119条、第125条関係） 様式及び注 略	様式第15号の3（第119条、第125条関係） 様式及び注 略
様式第10号の4（第95条、第119条、第125条関係） 様式 略	様式第15号の4（第95条、第119条、第125条関係） 様式 略
様式第11号の1（第103条、第106条関係） 様式及び注 略	様式第16号の1（第103条、第106条関係） 様式及び注 略
様式第11号の2（第103条、第106条関係） 様式及び注 略	様式第16号の2（第103条、第106条関係） 様式及び注 略
様式第11号の3（第103条、第106条関係） 様式及び注 略	様式第16号の3（第103条、第106条関係） 様式及び注 略
様式第11号の4（第103条、第106条関係） 様式及び注 略	様式第16号の4（第103条、第106条関係） 様式及び注 略

様式第12号の1（第106条関係）

居住者調査表

(自家・家主)		調査者	調査年月日	整理番号				
建物所在地	都府県	市	区	町	大字	字	番地	
建物所有者住所	都府県	市	区	町	大字	字	番地	
建物所有者氏名又は名称	法人を代表する者の氏名及び住所		電話番号	局	番(呼)			
土地の所有者住所・氏名								
建物得年月日 (不明の時は推定)	年	月	日	建物の取得方法	居住年月日 (不明の時は推定)	年	月	日
建物の居住者								
続柄	氏名	生年月日	勤務先所在地	職業				
世帯主		年	月	日				
		年	月	日				
		年	月	日				

以下様式 略

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番縦とする。

注2 調査を行った項目についてのみ記載する。ただし、「配偶者居住権の有無」「上記認定理由」は、必ず調査結果を記載する。

様式第12号の2（第106条関係）

様式及び注 略

様式第17号の1（第106条関係）

居住者調査表

(自家・家主)		調査者	調査年月日	整理番号				
建物所在地	都府県	市	区	町	大字	字	番地	
建物所有者住所	都府県	市	区	町	大字	字	番地	
建物所有者氏名又は名称	法人を代表する者の氏名及び住所		電話番号	局	番(呼)			
土地の所有者住所・氏名								
建物得年月日 (不明の時は推定)	年	月	日	建物の取得方法	居住年月日 (不明の時は推定)	年	月	日
続柄	氏名	生年月日	勤務先所在地	職業				
世帯主		年	月	日				
		年	月	日				
		年	月	日				

以下様式 略

(備考) 調査を行った項目についてのみ記載する。ただし、「配偶者居住権の有無」「上記認定理由」は、必ず調査結果を記載する。

様式第17号の2（第106条関係）

様式及び注 略

様式第13号（第110条関係）

消費税等調査表

(1/2)

	調査者	印	年月日
都道府県	市区町村	大字	
住所	都道府県	市区町村	大字
調査対象者	氏名又は法人・代表者名		

中段表 略

調査・収集した資料	<input type="checkbox"/> 前年又は前事業年度の「消費税及び地方消費税確定申告書（控）」 <input type="checkbox"/> 基準期間に対応する「消費税及び地方消費税確定申告書（控）」 <input type="checkbox"/> 基準期間に対応する「所得税又は法人税確定申告書（控）」 <input type="checkbox"/> 消費税簡易課税制度選択届出書 <input type="checkbox"/> 消費税簡易課税制度選択不適用届出書 <input type="checkbox"/> 消費税課税事業者選択届出書 <input type="checkbox"/> 消費税課税事業者選択不適用届出書 <input type="checkbox"/> 消費税課税事業者届出書 <input type="checkbox"/> 消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書 <input type="checkbox"/> 法人設立届出書 <input type="checkbox"/> 個人事業の開廃業等届出書 <input type="checkbox"/> 消費税の新設法人に該当する旨の届出書 <input type="checkbox"/> 消費税課税事業者届出書（特定期間用） <input type="checkbox"/> 特定期間の給与等支払額に係る書類（支払明細書（控）、源泉徴収簿等） <input type="checkbox"/> 特定新規設立法人に該当する旨の届出書 <input type="checkbox"/> 高額特定資産の取得に係る課税事業者である旨の届出書 <input type="checkbox"/> その他の資料
-----------	---

(注) 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番縦とする。
 2 本調査表には、消費税等相当額の補償の要否判定フロー（標準）を添付すること。

様式第19号（第110条関係）

消費税等調査表

	調査者	印	年月日
都道府県	市区町村	大字	
住所	都道府県	市区町村	大字
調査対象者	氏名又は法人・代表者名		

中段表 略

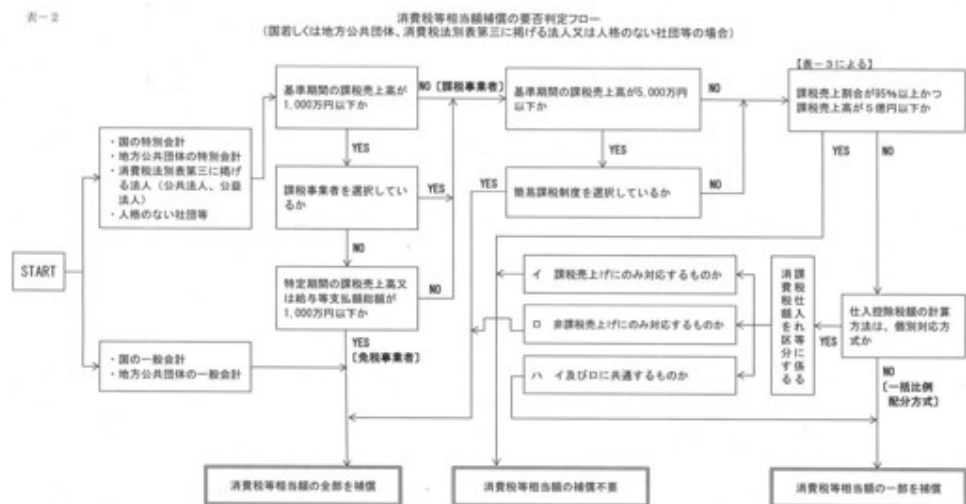
調査・収集した資料	<input type="checkbox"/> 前年又は前事業年度の「消費税及び地方消費税確定申告書（控）」 <input type="checkbox"/> 基準期間に対応する「消費税及び地方消費税確定申告書（控）」 <input type="checkbox"/> 基準期間に対応する「所得税又は法人税確定申告書（控）」 <input type="checkbox"/> 消費税簡易課税制度選択届出書 <input type="checkbox"/> 消費税簡易課税制度選択不適用届出書 <input type="checkbox"/> 消費税課税事業者選択届出書 <input type="checkbox"/> 消費税課税事業者選択不適用届出書 <input type="checkbox"/> 消費税課税事業者届出書 <input type="checkbox"/> 消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書 <input type="checkbox"/> 法人設立届出書 <input type="checkbox"/> 個人事業の開廃業等届出書 <input type="checkbox"/> 消費税の新設法人に該当する旨の届出書 <input type="checkbox"/> 消費税課税事業者届出書（特定期間用） <input type="checkbox"/> 特定期間の給与等支払額に係る書類（支払明細書（控）、源泉徴収簿等） <input type="checkbox"/> 特定新規設立法人に該当する旨の届出書 <input type="checkbox"/> その他の資料
-----------	---

(注) 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番縦とする。
 2 本調査表には、表-1（又は表-2）及び表-3を添付すること。

表-1 ※改正後(2/2)の後へ移動

【削除】

表-2

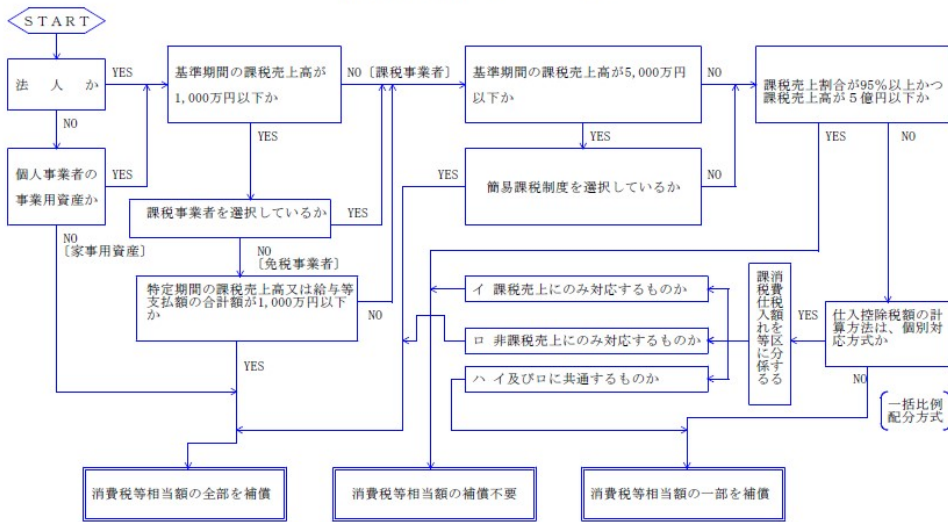


(注) ① 消費税等相当額とは、消費税及び地方消費税相当額をいう。
 ② 上記フローは、消費税等相当額補償の要否判定の目安であるため、収集資料等により補償の要否を個別に調査・判断の上、適正に損失の補償等を算定するものとする。
 ③ 国若しくは地方公共団体の特別会計、消費税法別表第三に掲げる法人又は人格のない社団等は、特定収入割合が5%を超える場合には、仕入控除税額が調整される。したがって、調整が行われる場合には、その調整される部分の消費税等相当額の補償が必要となる。
 ④ 消費税等相当額の要否判定経路を未書き等で記入するものとする。

(2/2)
表 略

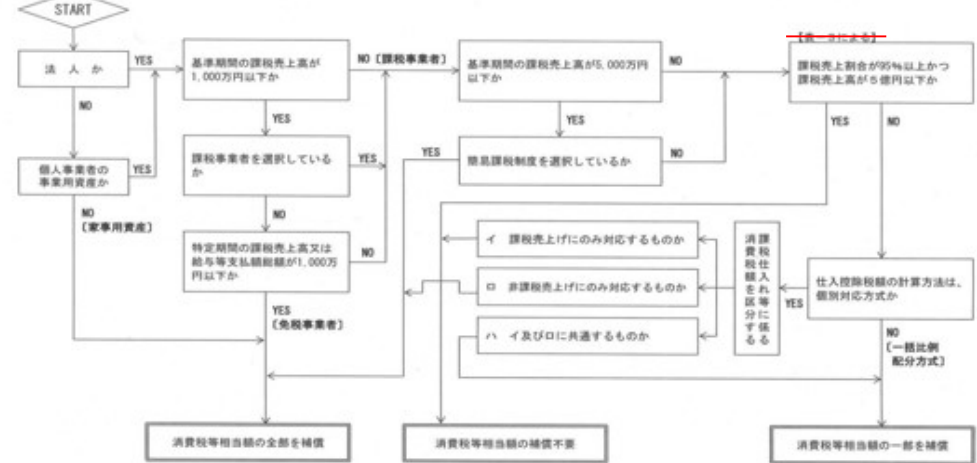
表-3
表 略

消費税等相当額補償の要否判定フロー（標準）



(注) ① 消費税等相当額とは、消費税及び地方消費税相当額をいう。
 ② 上記フローは、消費税等相当額補償の要否判定の目安であるため、収集資料等により補償の要否を個別に調査・判断の上、適正に損失の補償等を算定するものとする。
 ③ 消費税等相当額の要否判定経路を朱書き等で記入するものとする。

消費税等相当額補償の要否判定フロー（標準）



(注) ① 消費税等相当額とは、消費税及び地方消費税相当額をいう。
 ② 上記フローは、消費税等相当額補償の要否判定の目安であるため、収集資料等により補償の要否を個別に調査・判断の上、適正に損失の補償等を算定するものとする。
 ③ 消費税等相当額の要否判定経路を朱書き等で記入するものとする。

様式第14号の1（第116条、第124条関係）
 様式及び注 略

様式第20号の1（第116条、第124条関係）
 様式及び注 略

様式第14号の2（第119条、第125条関係）
 様式及び注 略

様式第20号の2（第119条、第125条関係）
 様式及び注 略

様式第14号の3（第119条、第125条関係）
 様式及び注 略

様式第20号の3（第119条、第125条関係）
 様式及び注 略

様式第15号 (第133条、第158条関係)

補償説明記録簿

説明場所				
説明年月日	年 月 日	時	間自	至
出席者	説明者			
	相手方			

以下表 略

様式第16号 (第161条関係)

表 略

様式第17号 (第161条関係)

表 略

様式第18号 (第5条、第5条の2、第6条、第7条関係)

表、注及び別紙 略

様式第19号 (第16条関係)

表及び注 略

様式第20号 (第16条関係)

表及び注 略

様式第21号 (第16条関係)

表及び注 略

様式第21号 (第133条、第158条関係)

補償説明記録簿

説明場所				
説明年月日	平成 年 月 日	時	間自	至
出席者	説明者			
	相手方			

以下表 略

様式第22号 (第161条関係)

表 略

様式第23号 (第161条関係)

表 略

様式第24号 (第7条関係)

表、注及び別紙 略

様式第25号 (第16条関係)

表及び注 略

様式第26号 (第16条関係)

表及び注 略

様式第27号 (第16条関係)

表及び注 略

様式第22号 (第13条関係)

打合せ記録簿

業務の名称			
打合せ場所			
打合せ年月日	年 月 日()	時間	自 至

以下表及び注 略

様式第28号 (第13条関係)

打合せ記録簿

業務の名称			
打合せ場所			
打合せ年月日	平成 年 月 日()	時間	自 至

以下表及び注 略

様式第23号 (第20条関係)

年 月 日

(発注者) 殿

受注者 住 所
商号又は氏名 ①
代表者氏 名 ①

身分証明書交付願い

業務年度 年度 仕様書番号 第 号

委託業務名

作業期間 年 月 日～ 年 月 日

標記について、下記の者が現地作業に従事しますので、身分証明書を交付して下さるようお願いいたします。

記

氏 名	生 年 月 日	年 令
-----	---------	-----

以下表及び注 略

様式第23号 (第20条関係)

年 月 日

(発注者) 殿

受注者 住 所
商号又は氏名 ①
代表者氏 名 ①

身分証明書交付願い

業務年度 平成 年度 仕様書番号 第 号

委託業務名

作業期間 平成 年 月 日～平成 年 月 日

標記について、下記の者が現地作業に従事しますので、身分証明書を交付して下さるようお願いいたします。

記

氏 名	生 年 月 日	年 令
-----	---------	-----

以下表及び注 略

様式第24号 (第20条関係)

第 号	
身分証明書	
受注者名称 :	
受注者住所 :	
従事者氏名 :	
生年月日 :	
上記の者は岐阜県発注の下記委託業務の従事者であることを証する。	
仕様書番号 :	号
委託業務名 :	業務
対象箇所 :	地内
発行年月日 :	年 月 日
有効期間 :	自 年 月 日
	至 年 月 日
岐阜県 事務所長	
氏 名	印

裏面記載事項及び注 略

様式第30号 (第20条関係)

第 号	
身分証明書	
受注者名称 :	
受注者住所 :	
従事者氏名 :	
生年月日 :	
上記の者は岐阜県発注の下記委託業務の従事者であることを証する。	
仕様書番号 :	号
委託業務名 :	業務
対象箇所 :	地内
発行年月日 :	平成 年 月 日
有効期間 :	自 平成 年 月 日
	至 平成 年 月 日
岐阜県 事務所長	
氏 名	印

裏面記載事項及び注 略